

有害使用済機器保管等届出書

作成の手引き

岩手県環境生活部資源循環推進課

令和3年4月

目 次

有害使用済機器保管等届出について

1	はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 1
2	有害使用済機器の種類	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 1
3	有害使用済機器保管等届出の流れ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 2
4	手続きの概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 3
5	届出に当たっての留意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 4
別添 1	添付書類一覧	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 5
別添 2	届出書類の記載方法	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 6
別添 3	添付書類等の調製方法	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 11
別添 4	受付窓口（連絡先）一覧	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 12

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令及び同施行規則は総務省の
<https://elaws.e-gov.go.jp/> の「e-Gov 法令検索」から参照できます。

○有害使用済機器保管等届出書の様式は、岩手県の公式ホームページ
<https://www.pref.iwate.jp/> の「様式ダウンロード」からダウンロードできます。

「各種手続き」→「様式ダウンロード」

・有害使用済機器保管等届出書

→ 「五十音で探す」→「ゆ」→「有害使用済機器保管等届出書・変更届書」

有害使用済機器保管等届出について

1 はじめに

有害使用済機器の保管等を業として行おうとする場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第17条の2第1項の規定に基づき、業を行おうとする10日前までに県知事への届出を行わなければなりません。

なお、廃棄物を取り扱う場合には、法に基づく処理施設の設置許可や処理業の許可（収集運搬業、処分業の許可）を取得する必要がありますので注意してください。

また、法施行時にすでに当該事業を行っている事業者にあつては、法施行日（平成30年4月1日）から6カ月以内に届出を行うことが義務付けられていますので、ご注意ください。

2 有害使用済機器の種類

有害使用済機器とは、次に掲げる機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器及びこれと同様の構造を有するものに限り、その附属品を含む。）であつて、使用を終了し、収集されたもの（廃棄物を除く。）を指します。

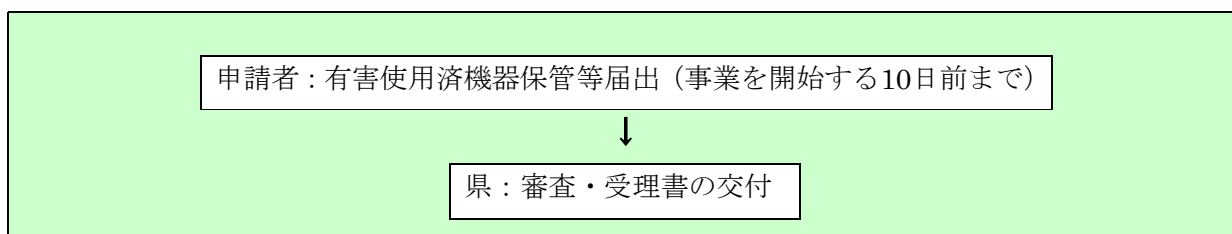
表1 有害使用済機器一覧

1	ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
2	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
3	電気洗濯機及び衣類乾燥機
4	テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの
イ	プラズマ式のもの及び液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）
ロ	ブラウン管式のもの
5	電動ミシン
6	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
7	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
8	ヘルスマーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
9	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
10	フィルムカメラ
11	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具
12	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（第二号に掲げるものを除く。）
13	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（第一号に掲げるものを除く。）
14	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（第三号に掲げるものを除く。）
15	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
16	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
17	電気マッサージ器
18	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
19	電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
20	蛍光灯器具その他の電気照明器具
21	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
22	携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具

23	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（第四号に掲げるものを除く。）
24	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具
25	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
26	パーソナルコンピュータ
27	プリンターその他の印刷用電気機械器具
28	ディスプレイその他の表示用電気機械器具
29	電子書籍端末
30	電子時計及び電気時計
31	電子楽器及び電気楽器
32	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

3 有害使用済機器保管等届出の流れ

有害使用済機器保管等届出の流れは次のとおりです。



4 手続きの概要

(1) 届出

有害使用済機器保管等届出書は、所定の様式に必要事項を記載し、規則で定める書類を添付して受付窓口（施設設置事業場を所管する広域振興局の保健福祉環境部（保健福祉環境センターを含む。））に1部提出してください。

なお、一定の基準を満たす場合には届出が不要となる場合がありますので、事前に受付窓口にご相談ください。（5 届出に当たっての留意事項参照）

(2) 届出書の受理

有害使用済機器保管等届出書が提出されると、内容を確認し、受理書を交付します。

なお、法令で定める届出事項の確認を行うこととなり、不足事項がある場合は受理できませんので、ご注意ください。

5 届出に当たっての留意事項

- (1) 複数の事業場を持ち、複数の広域振興局等の所管内にある場合は、主たる事業場のある広域振興局等に提出してください。その場合、所管する広域振興局等の数の副本を提出願います。
- (2) 有害使用済機器の保管等を行う 경우에는、業を行う前に届出を行う必要がありますが、表2に示す「適正な有害使用済機器の保管等を行うことができる者」については、届出を行う必要がないとして規定されていますので、届出の可否について窓口にご相談してください。
- (3) 有害使用済機器の保管等には保管や処分の基準が適用となりますので、広域振興局の保健福祉環境部（保健福祉環境センターを含む。）が、法に基づき事業場に立ち入りを行った場合、保管、処分及び再生の基準を満たしているかを確認し、基準を満たしていない場合には、改善を指導（必要に応じて命令）することになりますので、適正な処理等についてご注意ください。

表2 適正な有害使用済機器の保管等を行うことができる者一覧

No.	適正な有害使用済機器の保管等を行うことができる者
1	令第十六条の二各号に掲げる機器が廃棄物となったものの処理（有害使用済機器の処分又は再生を業として行おうとするときは、当該廃棄物の処分又は再生）に係る次に掲げる許可、認定、委託又は指定（以下この号において「許可等」という。）を受け、かつ、当該許可等に係る事業場において有害使用済機器の保管を業として行おうとする場合
イ	法第七条第一項の許可（一般廃棄物処理業の収集運搬業）
ロ	法第七条第六項の許可（一般廃棄物処理業の処分業）
ハ	法第九条の八第一項の認定（一般廃棄物処理業の再生利用に係る認定）
ニ	法第九条の九第一項の認定（一般廃棄物の広域処理に係る認定）
ホ	法第十四条第一項の許可（産業廃棄物の収集運搬業）
ヘ	法第十四条第六項の許可（産業廃棄物の処分業）
ト	法第十五条の四の二第一項の認定（産業廃棄物処理業の再生利用に係る認定）
チ	法第十五条の四の三第一項の認定（産業廃棄物処理業の広域処理に係る認定）
リ	規則第二条第一号の委託（市町村から委託を受けて一般廃棄物の収集運搬業を行う者）
ヌ	規則第二条第二号の指定（再生利用されることが確実と市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集運搬を業として行おうとする者であって市町村長が指定）
ル	規則第二条第四号の指定（広域処分一般廃棄物を適正に収集運搬することに係る指定（広域処理一般廃棄物のみの処分を営利を目的とせず業として行う場合に限る。））
ヲ	規則第二条の三第一号の委託（市町村から委託を受けて一般廃棄物の処理業を行う者）
ワ	規則第二条の三第二号の指定（再生利用されることが確実と市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行おうとする者であって市町村長の指定を受けた者）
カ	規則第二条の三第四号の指定（広域処分一般廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（広域処理一般廃棄物のみの処分を営利を目的とせず業として行う場合に限る。））
ヨ	規則第九条第二号の指定（再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集運搬を業として行う者であって、都道府県知事の指定を受けた者）
タ	規則第九条第四号の指定（広域的に収集運搬することが適当であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に収集運搬することが確実であると環境大臣に指定を受けた者）
レ	規則第十条の三第二号の指定（再生利用することが確実であるとして都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって当該都道府県知事の指定を受けた者）
ソ	規則第十条の三第四号の指定（広域的に処理することが適当であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処理することが確実であると環境大臣に指定を受けた者）
ツ	特定家庭用機器再商品化法第二十三条第一項の認定（再商品化等の認定）
ネ	特定家庭用機器再商品化法第二十三条第一項の認定を受けている者からの委託（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）
ナ	特定家庭用機器再商品化法第三十二条第一項の指定（再商品化等業務を行う者としての指定）
ラ	特定家庭用機器再商品化法第三十二条第一項の指定を受けている者からの委託（当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）
ム	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第十条第三項の認定（再資源化事業計画の認定）

	ウ	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第十条第三項の認定を受けている者からの委託(当該認定に係る同法第十一条第四項第一号の認定計画に従って行われる場合に限る。)
2		市町村である場合
3		都道府県である場合
4		国である場合
5		有害使用済機器の保管の用に供する事業場(二以上の事業場を有する者にあつては、各事業場の敷地面積が百平方メートルを超えないものを設置する場合)
6		有害使用済機器の保管、処分又は再生以外の事業をその本来の業務として行う場合であつて、当該本来の業務に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行うとき

別添 1 添付書類等一覧

新：届出 変：変更届

※他自治体で必要とされる書類とは相違する場合があります。

※届出書は業を行おうとする日の10日前までに提出すること。（変更届も変更の日の10日前まで）

※廃止届は、廃止の日から10日以内に提出すること。

1 様式関係 （記載方法の詳細は別添2をご覧ください。）

No.	書類の名称	新	変	廃
1	有害使用済機器保管等届出書（様式第三十五の二号 第1～2面） （届出記載事項のうち、施設については別紙ひな形参照）	○	—	—
2	有害使用済機器保管等変更届出書（様式第三十五の三号）	—	○	—
3	有害使用済機器保管等廃止届出書（様式第三十五の四号）	—	—	○

2 添付書類 （調製方法の詳細は別添3をご覧ください。）

No.	書類の名称	保管のみ			保管及び処分 （再生を含む）		
		新	変	廃	新	変	廃
1	事業計画の概要を記載した書類（ひな形参照）	○	△	△	○	△	△
2	有害使用済機器の処分又は再生を業として行う場合、当該処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類（ひな形参照）	—	—	—	○	△	—
3	事業場の平面図及び付近の見取図	○	△	△	○	△	△
4	施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	○	△	△	○	△	△
5	当該事業場又は施設の所有権（所有権を有しない場合は、当該場所及び施設を使用する権限を有すること）を有する書類	○	△ ※2	—	○	△ ※2	—
6	（届出者が個人の場合） 住民票の写し （届出者が法人の場合） 定款又は寄附行為及び登記事項証明書	○	△ ※2	—	○	△ ※2	—
7	未成年又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合には、 法定代理人の住民票の写し	○	△ ※2	—	○	△ ※2	—

※1 ○は添付が必要な書類、△は変更（一部廃止を含む）がある場合に添付が必要な書類を示します。

※2 これらの資料は変更後反映されるまで時間を要する場合がありますので、変更が行われ次第、速やかに届け出てください。

【届出】

様式第三十五号の二（第十三条の三関係）

（第1面）

<p>有害使用済機器保管等届出書</p> <p style="text-align: right;">年 ① 日</p> <p>都道府県知事 殿 (市長)</p> <p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">住 所 ②</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。</p>	
<p>事業の範囲(取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。)</p>	<p>有害使用済機器の品目： ③</p> <p>処理の区分 保管のみ ・ 保管及び処分(再生を含む)</p>
<p>事務所及び事業場の所在地等</p>	<p>事務所 電話番号 ④</p> <p>事業場 電話番号 面積</p>
<p>保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ(それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。)</p>	<p>⑤</p>
<p>処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目</p>	<p>⑥</p>
<p>事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力</p>	<p>⑦</p>
<p>※ 事 務 処 理 欄</p>	

- ① 届出年月日は必ず記入してください。
なお、本届出は事業を開始する10日前(届出日の翌日から起算)に提出してください。
- ② 住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)・氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)・電話番号を漏れなく記載してください。
- ③ 有害使用済機器の品目については、表1(P1~2)に記載のある名称で記載し、取り扱う品目すべてについて記載してください。
処理の区分については、「保管のみ」か「保管及び処分(再生を含む)」の該当するものを○で囲ってください。
- ④ 事務所及び事業場の所在地及び電話番号が、事業場と事務所が同一である場合には、事務所に住所を記載し、事業場欄には「同上」と記載すること。
なお、事業場が複数ある場合には、すべての事業場について記載してください。
また、「面積」については、事業場敷地面積を正確に記載してください。
- ⑤ 保管場所ごとに所在地、面積、取り扱う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げ高さを記載してください。
本事項に係る記載については、ひな形を別紙のとおり作成しておりますので、当該項目には「別紙参照」と記載し、別紙に必要事項を記載の上添付してください。
- ⑥ 処分又は再生を行うすべての事業場の所在地と、その事業場で取り扱う有害使用済機器の品目を処分と再生を区別して記載してください。
本事項に係る記載については、ひな形を別紙のとおり作成しておりますので、当該項目には「別紙参照」と記載し、別紙に必要事項を記載の上添付してください。
- ⑦ 施設ごとに記載するものとし、施設の種類の記載に当たっては、処理能力の確認のため、メーカー及び型式・型番についても記載してください。
本事項に係る記載については、ひな形を別紙のとおり作成しておりますので、当該項目には「別紙参照」と記載し、別紙に必要事項を記載の上添付してください。

別添2 届出書類の記載方法

届出者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
		⑧
（法人である場合）		
(ふりがな) 名称	住所	
	⑨	
法定代理人（届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
		⑩
備考		
1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。		
2 ※欄は記入しないこと。		
3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		
4 都道府県知事が定める部数を提出すること。		

⑧ 届出者が個人である場合に記載する欄であり、添付されている住民票等の記載と相違がないように記載してください。

⑨ 届出者が法人である場合に記載する欄であり、添付されている法人登記簿謄本の記載と相違がないように記載してください。

⑩ 法定代理人による届出の場合に記載する欄であり、添付されている法定代理人の住民票の記載と相違がないように記載してください。

(別紙)

施設の概要	
事業場名	①
施設番号	②
設置場所	③
設置年月日	④
取り扱う有害使用済機器の種類	⑤
保管能力	保管面積 ⑥
	保管容量 ⑦
	高さ ⑧
処理能力	⑨
処理施設の処理方式及び設備の概要	⑩
環境保全設備の概要	⑪

(日本工業規格 A 列 4 番)

(別紙) 施設の概要については記載例を別途作成していますので、参考にしてください。

チェック欄

- ① 事業場ごとに施設の整理を行う様式ですので、事業場名を記入してください。
- ② 事業場の施設番号を、保管施設と処理施設（処分と再生の別も）に区分して付番してください。（例：保管施設 1、保管施設 2、処分施設 1、再生施設 1 等）
- ③ 設置場所の所在地を記載してください。同じ場合は、「同左」と省略しても構いません。
- ④ 設置年月日を記載してください。
- ⑤ 取り扱う有害使用済機器の種類を記載してください。
項目多数の場合、政令の番号で省略可能ですが、主な取扱い機器を例示してください。
(例：電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 等 施行令第 16 条の 2 第〇号～〇号)
- ⑥ 保管場所ごとの保管面積を記載してください。
面積は、添付資料の設計計算書等と整合を図ってください。
- ⑦ 保管場所ごとの保管容量を記載してください。【保管施設のみ記載】
保管容量は、添付資料の設計計算書等と整合を図ってください。
- ⑧ 保管場所ごとの保管高さを記載してください。【保管施設のみ記載】
保管高さは、保管の基準及び添付資料の設計計算書等と整合を図ってください。
- ⑨ 処理能力については、1 日（8 時間）の処理能力を記載してください。複数のものを処理する（廃プラスチック類とがれき類を同一の破砕機で処理）場合は、それぞれの能力を記載してください。【処理施設のみ記載】
処理能力については、設計計算書と整合を図ってください。
- ⑩ 施設の処理方式等については、施設の種類、処理方式、製作者名、型番を記載してください。このほか、冷蔵庫等においては、フロン類の回収装置について記載してください。【処理施設のみ記載】
- ⑪ 環境保全対策（汚水対策、騒音・振動対策 等）、火災予防・延焼対策について記載してください。

【変更届】

チェック欄

様式第三十五号の三（第十三条の四関係）

有害使用済機器保管等変更届出書

年 ① 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者
住 所
氏 名 ②
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について変更するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	新	旧
変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項を除く。）	③	
変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
④		
変 更 の 理 由	⑤	
変 更 予 定 年 月 日	⑥	
備 考		
1 この届出書は、原則として変更する日の10日前までに提出すること。		
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

① 届出年月日は必ず記入してください。
なお、本届出は住民票等記載内容が反映されるものに時間を要するものを除き、変更を行う10日前（届出日の翌日から起算）に提出してください。

② 住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）・氏名（法人にあっては法人名称及び代表者の氏名）・電話番号を漏れなく記載してください。

③ 変更する事由すべてについて記載するものとし、変更前後がきちんと対比されるように記載してください。
事業の一部廃止については、廃止届を提出するものとし、それ以外の変更については、変更届により届け出てください。

④ 届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合であって、その法定代理人に変更があった場合記入してください。

⑤ 変更するすべての事項の変更に係る理由について記載してください。
同一の理由で変更する場合は、変更事項ごとに分ける必要はありません。

⑥ 変更予定年月日を記載してください。

【廃止届】

様式第三十五号の四（第十三条の十一関係）

チェック欄

<p>有害使用済機器保管等廃止届出書</p> <p style="text-align: right;">年 ① 月 日</p> <p>都道府県知事 殿 (市長)</p> <p>届出者 住 所 氏 名 ② (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>年 月 日付で届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の4の規定により、関係書類を添えて届出ます。</p>	
<p>廃止した事業の範囲</p>	<p>③</p>
<p>廃止の理由</p>	<p>④</p>
<p>廃止の年月日</p>	<p>⑤</p>
<p>備 考</p> <p>1 この届出書は、廃止の日から10日以内に提出すること。</p> <p>2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。</p>	

- ① 届出年月日は必ず記入してください。
なお、本届出は事業の一部又は全部を廃止した際、廃止の日から10日以内に提出してください。
- ② 住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）・氏名（法人にあっては法人名称及び代表者の氏名）・電話番号を漏れなく記載してください。
- ③ 廃止した事業の範囲について記載してください。
事業の一部廃止（例：保管及び処分を行う事業者が処分に係る業を廃止等）については、廃止届出を提出すること。
- ④ 廃止した理由を記載してください。
- ⑤ 廃止した年月日を記載してください。

別添3 添付書類等の調製方法

必要書類等	摘 要
<p>◎事業計画の概要を記載した書類 (ひな形により作成)</p>	<p>取り扱う有害使用済機器が廃棄物に該当しないことが分かるように留意の上、次の事項について記載してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業の必要性について記載してください。 (2) 事業の流れ(排出～処理～販売)を具体的に記載してください。 (3) 処分・再生品の販売等については、その詳細(品質規格、管理方法、販売額、引渡し条件(引渡し場所など)、運搬する者及び運搬費を負担する者)について記載してください。 (4) 処分に伴って発生した廃棄物の処分方法を記載してください。 (5) 法及び関係法令の遵守について記載してください。 (6) 排出から保管、処分、再生、販売等の流れのフローを記載してください。 (7) 保管施設及び処理施設に係る環境保全対策について記載してください。(届出別紙により記載されている場合は省略可) <p>※フロー等の記載は、ひな形の記載例を参考としてください。</p>
<p>◎処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類 (ひな形により作成)</p>	<p>次の事項について記載してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 処分又は再生に伴って生じた廃棄物をどのように処理するのか具体的に記載してください。 (2) 処分・再生品を販売する場合には、その詳細(品質規格、管理方法、販売額、引渡し条件(引渡し場所など)、運搬する者及び運搬費を負担する者)について記載してください。
<p>◎事業場又は事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類</p>	<p>土地については、土地の登記簿謄本や土地の賃貸借契約書の写し、施設については、施設購入を証する書類の写し(領収書等)又は施設の賃貸借契約書の写し等を提出してください。</p>
<p>◎事業場の平面図及び付近の見取図</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業場平面図については、施設設置事業場敷地内での施設の配置及び保管場所等の掲示の場所を記載した図面とすること。 ・ 付近の見取図については、事業場用地周辺の地形等の概略が把握できる1/2500～1/5000程度の図面とすること。なお、次の事項をそれぞれ着色などして示すこと。 <ol style="list-style-type: none"> ①縮尺、方位 ②事業場用地の境界線(赤色) ③搬入道路の位置(茶色)と名称 ④事業場用地からの排水が流出する水路(水色)
<p>◎施設の構造を明らかにする図面、設計計算書等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保管・処理施設の平面図、立面図、断面図、構造図などを添付すること。(寸法を記載のこと) ・ 処分前及び処分後の有害使用済機器の保管計画図、保管面積、保管容量が確認できる計算書を添付すること。 ・ 囲いに荷重がかかる構造においては、囲いの構造計算書がある場合には添付すること ・ 施設のカタログの写し及び処理能力(破碎能力など)が確認できる計算書を添付すること。 <p>※保管のみの場合は、保管に係る資料のみ添付</p>
<p>◎届出者が個人の場合：住民票写し ◎届出者が法人の場合：定款又は寄附行為及び登記事項証明書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証明書類は、原則として発行から3ヶ月以内のものとする。
<p>◎申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合 法定代理人の住民票写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証明書類は、原則として発行から3ヶ月以内のものとする。

別添 4 受付窓口（連絡先）一覧

広域振興局名	住所 電話番号・FAX 番号	所管する市町村
盛岡広域振興局 保健福祉環境部 (環境衛生課)	盛岡市内丸 11-1 019-629-6583・019-629-6594	八幡平市・滝沢市・葛巻町・岩手町・ 雫石町・矢巾町・紫波町 ※
県南広域振興局 保健福祉環境部 (環境衛生課)	奥州市水沢大手町 5-5 0197-48-2422・0197-25-4106	奥州市・金ヶ崎町
花巻保健福祉環境センター (環境衛生課)	花巻市花城町 1-41 0198-41-5405・0198-24-9240	花巻市・北上市・遠野市・ 西和賀町
一関保健福祉環境センター (環境衛生課)	一関市竹山町 7-5 0191-26-1412・0191-23-0579	一関市・平泉町
沿岸広域振興局 保健福祉環境部 (環境衛生課)	釜石市新町 6-50 0193-27-5523・0193-25-2294	釜石市・大槌町
宮古保健福祉環境センター (環境衛生課)	宮古市五月町 1-20 0193-64-2218・0193-64-7014	宮古市・岩泉町・山田町・ 田野畑村
大船渡保健福祉環境センター (環境衛生課)	大船渡市猪川町字前田 6-1 0192-22-9814・0192-27-4197	大船渡市・陸前高田市・ 住田町
県北広域振興局 保健福祉環境部 (環境衛生課)	久慈市八日町 1-1 0194-53-4987・0194-52-3919	久慈市・洋野町・普代村 野田村
二戸保健福祉環境センター (環境衛生課)	二戸市石切所字荷渡 6-3 0195-23-9202・0195-23-6432	二戸市・軽米町・一戸町・ 九戸村
県庁・資源循環推進課	盛岡市内丸 10-1 019-629-5380・019-629-5369	—

※盛岡市内に有害使用済機器の保管等を行う場合は、別途、次の窓口にご相談ください。

盛岡市環境部廃棄物対策課 (指導係)	盛岡市若園町 2-18 (019-651-4111 (代))	盛岡市
-----------------------	-----------------------------------	-----

有害使用済機器保管等届出書を提出する前に……

手引きに沿って書類等の調製は行えたでしょうか？

最後にもう一度確認をお願いします。

【届出】

項目	確認事項	チェック欄	不備の場合
届出書(様式三十五の二号)	記載漏れはありませんか？		別添2 (p6) に戻る。
添付書類	添付漏れはありませんか？		別添1 (p5) に戻る。
	調製漏れはありませんか？		別添3 (p11) に戻る。
提出先	書類の提出先は確認しましたか？		別添4 (p12) のとおり。

※複数の事業場を有し、設置する事業場を所管する振興局等が複数にまたがる場合、該当する振興局等の数の副本を用意し、主たる事業場のある振興局等に提出してください。

【変更届】

項目	確認事項	チェック欄	不備の場合
届出書(様式三十五の二号)	記載漏れはありませんか？		別添2 (p9) に戻る
添付書類 (別紙1のうち、変更内容に関する書類)	添付漏れはありませんか？		別添1 (p5) に戻る。
	調製漏れはありませんか？		別添3 (p11) に戻る。
提出先	書類の提出先は確認しましたか？		別添4 (p12) のとおり。

【廃止届】

項目	確認事項	チェック欄	不備の場合
届出書(様式三十五の二号)	記載漏れはありませんか？		別添2 (p10) に戻る。
提出先	書類の提出先は確認しましたか？		別添4 (p12) のとおり。

※原則、変更及び廃止する事業場を所管する広域振興局等に提出してください。

ただし、複数の事業場を有し、設置する事業場を所管する振興局等が複数にまたがり、かつ変更内容が複数の振興局等に関係する場合は、主たる事業場のある振興局等に提出することも可能ですので、その際は関係する振興局等の数の副本を用意して提出してください。